

総合短期譲渡所得がある方の記載例

事業所得のほかに総合短期譲渡所得がある場合

【第一表】

※ この記載例の申告書は、パソコンを利用して「確定申告書等作成コーナー」で作成したものです。

手順1
5ページ
参照

種類欄の該当する項目の文字を○で囲みます。(5ページ参照)

手順2
6・9ページ
参照

手順3
11ページ
参照

マイナンバー
(個人番号)を
記入する必要があります。

明治・「1」
大正・「2」
昭和・「3」
平成・「4」

手順4
19ページ
参照

○黒字の場合…
100円未満の端数を
切り捨てた金額(黒
字の金額が100円
未満の場合は「0」)
を記入します。

○赤字の場合…
金額の頭に「△」又
は「-」をつけてそ
のままの金額を記
入します。

手順5
23ページ
参照

該当する事項
がある方のみ
記入します。

FA0123

〇〇 税務署長 平成 29 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 XXX-XXXX
フリガナ コクセイ タロウ
氏名 国税 太郎
マイナンバー XXXXXXXXXXXXXXX

収入金額等	事業等 ⑦ 36542800	課税される所得金額 (①-②)又は第三表上の⑤に対する税額又は第三表の⑤	26 3497000
所得金額	事業等 ① 4899127	配当控除 ⑳	271900
所得から差し引かれる金額	雑損控除 ⑩	所得控除 ㉑	271900
	医療費控除 ⑪	平均課税対象金額 ⑤⑤	277600
	社会保険料控除 ⑫ 929720	延納届出額 ⑤⑧	000
	生命保険料控除 ⑭ 50000		
	地震保険料控除 ⑮ 12000		
	寄附金控除 ⑯		
	寡婦・寡夫控除 ⑰ 00000		
	勤労学生・障害者控除 ⑱ 00000		
	配偶者特別控除 ㉒ 00000		
	扶養控除 ㉓ 630000		
	基礎控除 ㉔ 380000		
	合計 ⑲		2001720

○ 記載手順については、この記載例で示している「平成29年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の該当ページを参照してください。

- ◎ 申告書は複写式になっています。申告書第一表と第二表を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから、黒いインクのボールペンで、強く記入します。
- ◎ 2枚目は複写式の控えになっていますが、取り外して使用しても差し支えありません。申告書を提出するときは、2枚目は取り外してください。

- マス目に数字を記入する場合は、記入例①にになって、マス目の中に丁寧に記入してください。
- 1億円以上の金額がある場合は、記入例②にになって記入してください。
- 訂正する場合は、記入例③にになって、訂正する文字を二重線で抹消し、上の欄などの余白に適宜記入してください。

記入例① 縦線1本 すきをあける 上に突き抜ける 角をつくる 閉じる

記入例②

記入例③

【第二表】

(総合短期譲渡所得の内訳)
 種目 営業用車両
 収入金額 2,500,000円
 必要経費 1,400,000円

※ 記載例中における社会保険料の金額は、実際の金額とは異なります。

手順1
5ページ
参照

平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 〇〇市△△町X-X X-X

氏名 〇〇商店
コクセイ タロウ
国税 太郎

○所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	必要経費等	差引金額
短期譲渡所得	営業用車両	2,500,000	1,400,000	1,100,000

○所得から差し引かれる金額に関する事項

種目の原因	種別	種別	種別
⑩ 雑損控除	雑損の金額	雑損を受けた資産の種類など	雑損を受けた資産の種類など
⑪ 支払医療費等	支払医療費等	保険金などで補填される金額	保険金などで補填される金額
⑫ 社会保険料控除	社会保険料の種類	支払保険料	補填される金額
⑬ 社会保険料控除	国民年金	543,500	国民年金
⑭ 社会保険料控除	国民健康保険	366,220	国民健康保険
⑮ 社会保険料控除	国民年金	366,220	国民年金
⑯ 社会保険料控除	国民健康保険	366,220	国民健康保険
⑰ 社会保険料控除	国民年金	366,220	国民年金
⑱ 社会保険料控除	国民健康保険	366,220	国民健康保険
⑲ 社会保険料控除	国民年金	366,220	国民年金
⑳ 社会保険料控除	国民健康保険	366,220	国民健康保険
㉑ 社会保険料控除	国民年金	366,220	国民年金
㉒ 社会保険料控除	国民健康保険	366,220	国民健康保険
㉓ 社会保険料控除	国民年金	366,220	国民年金
㉔ 社会保険料控除	国民健康保険	366,220	国民健康保険
㉕ 社会保険料控除	国民年金	366,220	国民年金
㉖ 社会保険料控除	国民健康保険	366,220	国民健康保険
㉗ 社会保険料控除	国民年金	366,220	国民年金
㉘ 社会保険料控除	国民健康保険	366,220	国民健康保険
㉙ 社会保険料控除	国民年金	366,220	国民年金
㉚ 社会保険料控除	国民健康保険	366,220	国民健康保険
㉛ 社会保険料控除	国民年金	366,220	国民年金
㉜ 社会保険料控除	国民健康保険	366,220	国民健康保険
㉝ 社会保険料控除	国民年金	366,220	国民年金
㉞ 社会保険料控除	国民健康保険	366,220	国民健康保険
㉟ 社会保険料控除	国民年金	366,220	国民年金
㊱ 社会保険料控除	国民健康保険	366,220	国民健康保険
㊲ 社会保険料控除	国民年金	366,220	国民年金
㊳ 社会保険料控除	国民健康保険	366,220	国民健康保険
㊴ 社会保険料控除	国民年金	366,220	国民年金
㊵ 社会保険料控除	国民健康保険	366,220	国民健康保険
㊶ 社会保険料控除	国民年金	366,220	国民年金
㊷ 社会保険料控除	国民健康保険	366,220	国民健康保険
㊸ 社会保険料控除	国民年金	366,220	国民年金
㊹ 社会保険料控除	国民健康保険	366,220	国民健康保険
㊺ 社会保険料控除	国民年金	366,220	国民年金
㊻ 社会保険料控除	国民健康保険	366,220	国民健康保険
㊼ 社会保険料控除	国民年金	366,220	国民年金
㊽ 社会保険料控除	国民健康保険	366,220	国民健康保険
㊾ 社会保険料控除	国民年金	366,220	国民年金
㊿ 社会保険料控除	国民健康保険	366,220	国民健康保険

手順3
11ページ
参照

手順2
9ページ
参照

○特別適用条文等

○配偶者の氏名 生年月日 配偶者控除

○扶養親族の氏名 続柄 生年月日 控除額

扶養親族 国税 一部 明・大 昭・平 10.3.10 63 万円

扶養親族 個人番号 XXXXXXXXXXXXXXX

手順2
6ページ
参照

○事業専従者に関する事項

事業専従者の氏名 個人番号 続柄 生年月日 従事月数・程度・仕事の内容 専従者給与(控除)額

専従者 国税 良子 XXXXXXXXXXXXXXX 妻 明・大 昭・平 49.7.20 12月 1,200,000

手順6
24ページ
参照

○住民税・事業税に関する事項

扶養親族の氏名 個人番号 続柄 生年月日 別居の場合の住所 寄附金税額控除

住民税 国税 二郎 XXXXXXXXXXXXXXX 妻 平 21.06.01

住民税 個人番号 XXXXXXXXXXXXXXX

控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者などのマイナンバー(個人番号)も記入する必要があります。

【ご注意】

◎ 事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行っている方は、総収入金額及び必要経費の内訳を記載した「青色申告決算書」や「収支内訳書」を申告書と一緒に提出しなければなりません。

(参考)【青色申告決算書(一般用)】

※ この記載例の決算書は、パソコンを利用して「確定申告書等作成コーナー」で作成したものです。

FA0203

平成 29 年分所得税青色申告決算書(一般用)

住所	〇〇市△△町X-X-X-X	フリガナ	コクセイ タロウ	氏名	国税 太郎	氏名(名称)	
事業所所在地	<input type="checkbox"/> 町X-X町X-X-X	電話番号	(自宅) XX-XXXX-XXXX	電話番号	(事業所) XX-XXXX-XXXX	電話番号	
業種名	〇〇業	店号	〇〇商店	加入団体名	〇〇青色申告会	電話番号	

平成 30 年 2 月 16 日

損益計算書(自 1 月 1 日至 12 月 31 日)

提出用	科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
提出用 (平成 25 年分以降適用)	売上(収入)金額 (雑収入を含む)	3 6 5 4 2 8 0 0	消耗品費	1 5 1 2 3 3	貸倒引当金	9 8 3 6 3
	戻戻商品(製品)費	5 0 5 7 4 2 5	減価償却費	9 2 4 2 6 5	計	9 8 3 6 3
	仕入金額(製品)費	2 6 2 4 9 1 2 0	福利厚生費	1 0 9 1 0 0	専従者給与	1 2 0 0 0 0 0
	小計(②+③)	3 1 3 0 6 5 4 5	給料費	1 7 5 2 0 0 0	貸倒引当金	1 5 8 7 7 1
	戻戻商品(製品)費	6 0 9 0 0 4 5	外注工費	3 7 5 9 3	計	1 3 5 8 7 7 1
	差引原価(④-⑤)	2 5 2 1 6 5 0 0	地代家賃	1 3 2 0 0 0	青色申告特別控除額の所得金額 (⑥-⑦)	5 5 4 9 1 2 7
	差引金額 (①-⑥)	1 1 3 2 6 3 0 0	貸倒金	8 2 7 0 0	青色申告特別控除額	6 5 0 0 0 0
	租税公課	1 3 9 5 0 0			所得金額 (⑧-⑩)	4 8 9 9 1 2 7
	荷造運賃	7 8 5 2 0				
	水道光熱費	1 9 4 8 9 2				
	旅費交通費	8 0 5 4 0				
	通信費	1 3 6 8 2 1				
	広告宣伝費	1 1 8 7 0 0				
	接待交際費	1 5 6 1 3 1				
	損害保険料	4 2 2 0 0				
修繕費	8 2 8 0 0					
			雑費	2 9 7 7 7 0		
			計	4 5 1 6 7 6 5		
			差引金額 (⑪-⑫)	6 8 0 9 5 3 5		

※ 青色申告特別控除額は、次により記入してください。

- 65 万円の青色申告特別控除……不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者(現金主義によることを選択している方を除きます。)で、これらの所得の金額に係る取引を正規の簿記(一般的には複式簿記)の原則に従って記帳している方は、その記帳に基づいて作成した貸借対照表を損益計算書とともに期限内に提出する確定申告書に添付する場合には、これらの所得を通じて最高 65 万円を控除することができます。

控除額は、この控除額を差し引き前の事業所得(社会保険診療報酬の所得計算の特例(租税特別措置法第 26 条)の適用を受けた所得は除きます。)の黒字の金額と不動産所得の黒字の金額の合計額が、

- 65 万円以下である場合は…これらの黒字の金額の合計額
- 65 万円を超える場合は…65 万円

※ 事業として行われない不動産の貸付けによる不動産所得については、他に事業所得のある場合を除き、65 万円の青色申告特別控除は適用されません。

- 10 万円の青色申告特別控除……(1)の控除を受ける青色申告者以外の青色申告者((1)の控除を受けないことを選択した青色申告者を含みます。)は、不動産所得、事業所得及び山林所得を通じて最高 10 万円を控除することができます。

控除額は、この控除額を差し引く前の事業所得(社会保険診療報酬の所得計算の特例(租税特別措置法第 26 条)の適用を受けた所得は除きます。)の黒字の金額と不動産所得の黒字の金額、山林所得の黒字の金額の合計額が、

- 10 万円以下である場合は…これらの黒字の金額の合計額
- 10 万円を超える場合は…10 万円

※ この記載例における青色申告者の貸借対照表の掲載は省略しています。